

## 誓約書

坂井市長

申請者 住所  
氏名

坂井市地場産品創出支援事業及び付帯する補助事業の申請にあたり、下記の事項について相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 坂井市ふるさと納税の返礼品が提供できる個人、法人であることに間違いありません。
- 2 本事業で生産・製造する返礼品は、平成31年総務省告示第179号（以下「総務省告示」という。）第5条3号の規定に該当する坂井市の返礼品を提供します。
- 3 本事業の補助金額確定通知があった日から5年以上継続してふるさと納税返礼品を提供します。
- 4 坂井市が市税の滞納調査に対して同意します。
- 5 提案事業が認定され目標寄附額の10分の5以上の寄附があった場合は、提案した事業を実施し返礼品を寄附者へ提供いたします。
- 6 補助金交付要綱及び関係法令に違反し、又は提出書類の記載事項に事実と相違することがあったときは、坂井市から受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。